

Editorial

医療機関と個人情報保護

個人情報保護法は2003年に成立し、約2年間の猶予期間を経て、本年4月から完全実施される。2年間の猶予期間で十分な対応を準備することが期待されていたが、現実には最近になってようやく対応を検討しだしたという事業者が少なくない。

個人情報保護法の全面実施を契機に、情報管理に対する関心が高まることは好ましいことであるが、これまでも個人情報の漏えいやプライバシー侵害があれば、情報を保有する者として責任が問われることは意外と知られていない。

NTT 電話帳誤掲載事件¹⁾は、NTTの個人電話帳への記載を断っていた女性の氏名・電話番号・住所を誤って掲載をした事件である。裁判所は慰謝料として10万円の支払を命じた。ニフティ掲示板事件²⁾では、電話帳に記載されている実名、電話番号などであっても、無断でパソコン通信における掲示板に掲載する行為を違法とした（慰謝料約20万円）。早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件³⁾では、大学が学生から講演会参加者を募る際に収集した参加申込者の学籍番号、氏名、住所および電話番号を申込者に無断で警察に開示したことが問題となった。裁判所は開示の相手方が警察であっても無断で開示した行為を違法とした（慰謝料5千円～1万円）。

個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項⁴⁾においては、保健医療に関する

情報は、「特定の機微な個人情報」とされ、原則として情報の収集自体が禁止されている。医療情報の保護の必要性は重大である。先に紹介した慰謝料請求が認められた判決の事案で侵害された情報の内容は、氏名、住所、電話番号などであるところ、医療情報はこれに比較して重要性の高いものであり、医療情報が侵害された事案では慰謝料額はさらに高額となることが予想される。

ところが、多くの医療機関では、従前個人情報・プライバシー保護について対策が十分であったとはいいがたい。報道されている情報漏えい事件のなかでも医療機関関係が目立っている（一部を後掲）。

一方で、急ごしらえで個人情報保護法対策を講じるため、現場ではさまざまな混乱も生じている。従来は、外来診療で患者さんの名前を呼んで診療室に入ってもらっていた病院で、名前で呼ぶことが問題となった。十分な検討がなされないまま、名前を呼ばず受付番号で呼び出す制度に変更したところ、患者さんからのクレームが集中したなどという例もある。

「彼を知り己を知るものは百戦危うからず」という孫子の言葉がある。情報管理において「百戦危うからず」とするには、まずは自らがもっている情報を洗い出して保護の対象を明らかにし、次に個人情報保護法や過去の情報漏えい事件を知ることが肝要である。

表1 医療機関に関する個人情報などに関する報道の一部

<2004年9月14日 産経新聞要旨>

大阪府堺市が胃がん検診の申し込みで回覧板を使い、10万世帯以上の希望者に氏名、性別、住所、電話番号を記入させていたことが問題に。保健センターのうち5ヵ所が10年以上にわたり、地元の自治会に胃がん検診のお知らせと申込書の回覧を要請していた。市は「個人情報に対する認識が甘かった」として回覧板の申込書を回収、電話による申し込みに変更した。

<2004年9月17日 共同通信要旨>

大阪市の病院で17日、患者約500人の情報が入力されたパソコン2台が盗まれた。パソコンは5階の消化器科医局に置かれていた。同科に入院、通院している約450人分とがん研究所の臨床患者約50人分で、患者の名前や年齢のほか、病名や治療方法などが入力されていた。

<2004年9月30日 共同通信要旨>

神奈川県の病院の医師が、自宅で患者約170人分の病歴などの個人データが入ったパソコン2台を盗まれた。パソコンは私物で患者の氏名や生年月日なども記録されていた。医師は論文作成の資料にするため職場でデータをパソコンに取り込み、無許可で持ち帰っていた。

<2004年10月1日 読売新聞要旨>

埼玉県の病院事務室から患者約2,500人分の個人データなどが記録されたノートパソコン5台が盗まれた。このうち2台には、氏名や住所、医療請求額などが記された未収金患者約2,500人分のデータのほか、患者の氏名や病名などが記載された7、8月のレセプト（診療報酬明細書）のデータ64人分が記録されていた。

<2005年1月27日 毎日新聞要旨>

横浜市の病院の医師が、住所や診断内容など患者約1万4,000人分の個人情報を持ち出していた。患者の氏名、住所、電話番号、年齢、診断内容、術式、手術時の画像データも持ち出していた。

<2005年2月9日 毎日新聞要旨>

東京の病院の医師が、患者の名前や病歴など個人情報を含む「病歴サマリー（要約）」と呼ばれる書類6人分を紛失した。患者6人の氏名、住所、電話番号、生年月日、既往症や病状経過が書かれた書類を前任者から引き継ぎ、自宅に持ち帰る途中、かばんを電車内に置き忘れた。

<2005年2月19日 朝日新聞要旨>

京都市の病院でノートパソコン9台が研究室から盗まれた。そのうち1台に患者計249人分の個人情報が入っていた。個人情報には氏名、年齢、診察日、電話番号、基礎疾患名などが含まれていた。

(参考文献)

- 1) 東京地裁 1998年1月21日判決。判例時報1646号102頁、判例タイムズ1008号187頁。
- 2) 神戸地裁 1999年6月23日判決。判例時報1700号99頁。
- 3) 最高裁 2003年9月12日判決。判例時報1837号3頁、判例タイムズ1134号98頁。
- 4) 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JIS Q 15001）は、法令などの遵守のためのマネジメントシステム規格で、その4.4.2.3においては、特定の機微な個人情報の収集を禁止しているが、その一つが医療情報である。

虎ノ門協同法律事務所 弁護士

望月浩一郎